笛吹市若年がん患者在宅療養生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、若年がん患者及びその家族の身体的、経済的及び精神的負担を軽減することにより、若年がん患者が住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができる環境を実現するため、若年がん患者が在宅療養生活に要する介護サービス費用に対して笛吹市若年がん患者在宅療養生活支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条　補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　笛吹市内に住所を有する者

(2)　補助金に係る介護サービスを利用する時点において40歳未満の者

(3)　医師が一般的に認められた医学的知見に基づき、末期がんからの回復の見込みがない状態に至ったと判断した者

(4)　在宅における療養生活の支援及び介護が必要である者

(5)　他の制度において同等の補助等を受けることができない者

(6)　市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条　補助対象経費は、交付対象者が在宅で療養するために必要とする次に掲げるサービス(以下「対象サービス」という。)の利用等に要する費用とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が提供するサービスに限る。

　(1)　法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス

　(2)　法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス

　(3)　法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するサービス

　(4)　法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

(補助金の基準額及び補助率)

第4条　補助金の基準額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

　(補助金の額)

第5条　補助金の額は、対象サービスの区分ごとに基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、交付対象者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属するときは、補助金の基準額を限度として補助対象経費の実支出額の全額を補助するものとする。

(利用認定手続等)

第6条　交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定申請書(様式第1号)に若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定に係る意見書(様式第2号)を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用不認定通知書(様式第4号)によりその理由を付して、認定申請のあった者に通知するものとする。

3　市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、認定申請のあった者の病状及び治療内容について、医師の意見を求めることができる。

4　第2項の規定による認定の有効期間は、第1項の規定による認定申請書の提出があった日を始期とする。

(利用認定の変更等)

第7条　前条第2項の規定により認定を受けた者は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定変更承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定変更承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときは若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定変更不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。

(利用認定の取消し)

第8条　市長は、第6条第2項の規定により認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　交付対象者に該当しなくなったとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が認定を行うことが適当でないと認めるとき。

2　市長は、前項の規定により認定の全部又は一部を取り消したときは、若年がん患者在宅療養生活支援補助金利用認定取消通知書(様式第8号)により、認定を取り消した者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第9条　第6条第2項の規定により認定を受けた者が補助金の交付決定及び額の確定を受けようとするときは、若年がん患者在宅療養生活支援補助金交付申請兼請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　若年がん患者在宅療養生活支援補助金実績報告書(様式第10号)

(2)　補助対象経費に係る領収書

(3)　その他市長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請兼請求は、対象サービスを利用した一定期間分を一括して行うことができるものとする。

3　第1項の規定による申請兼請求は、対象サービスを利用した日(一定期間分を一括して申請兼請求するときは、当該一定期間の始期に当たる日。以下この項において「サービス利用日」という。)が属する月の月末から起算して6月を経過した日又はサービス利用日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第10条　市長は、前条の規定による申請兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは若年がん患者在宅療養生活支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第11号)により、不適当と認めるときは若年がん患者在宅療養生活支援補助金不交付決定通知書(様式第12号)によりその理由を付して、申請兼請求のあった者に通知するものとする。

2　市長は、適正な補助金の交付を行うために必要があるときは、条件を付して、又は申請兼請求に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

　(補助金の支払)

第11条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請兼請求のあった者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

　(目的外使用等の禁止)

第12条　この補助金により貸与を受け、又は取得した福祉用具については、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、若年がん患者在宅療養生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、若年がん患者在宅療養生活支援補助金返還命令書(様式第14号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

　(代理による申請等)

第14条　次に掲げる者は、交付対象者に代わり、代理人として補助金の交付申請その他の手続を行い、又は補助金の交付を受けることができるものとする。

(1)　交付対象者が属する世帯の者

(2)　法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3)　親族その他の平素から交付対象者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

(その他)

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

　(この要綱の失効)

2　この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象サービスの区分 | 基準額 | 補助率 |
| 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス | 1月当たり110,000円 | 2分の1 |
| 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス | 1月当たり65,000円 |
| 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するサービス | 1月当たり20,000円 |
| 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス | 1年当たり100,000円 |